

平成30年第1回瑞穂市教育委員会定例会 次第

平成30年1月24日

開会

日程第1 平成29年第12回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認について

日程第2 会議録署名委員の指名について

日程第3 報告第1号 瑞穂市いじめ防止基本方針の一部改正について

日程第4 議案第1号 瑞穂市学校生活支援員設置要綱の一部を改正する告示
について

日程第5 教育長の報告

日程第6 そ の 他 教育次長

教育総務課長

学校教育課長

幼児支援課長

生涯学習課長

次回教育委員会会議の開催について

平成30年2月23日（金）午後2時00分から

閉会

報告第 1 号

瑞穂市いじめ防止基本方針の一部改正について

瑞穂市いじめ防止基本方針の改定について、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）第 12 条の規定により、瑞穂市の実現化をめざすため基本方針を策定し、その改定内容について瑞穂市教育委員会事務委任規則第 3 条第 2 項の規定により、瑞穂市教育委員会へ報告する。

平成 30 年 1 月 24 日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加 納 博 明

提案理由

瑞穂市いじめ防止基本方針について、平成 27 年 1 月の策定以降、国、県の基本方針の改定を受け、市の基本方針を一部改正したため瑞穂市教育委員会へ報告するもの。



瑞穂市いじめ防止基本方針

平成27年1月7日

(平成29年11月29日改定)

瑞 穂 市

目次

はじめに

I	いじめの防止対策の基本的な認識	1
1	基本理念	1
2	いじめの定義	1
3	いじめの理解	2
4	いじめの防止等に関する基本的な考え方	3
	(1) いじめの未然防止	
	(2) いじめの早期発見	
	(3) いじめの早期対応	
	(4) 地域や家庭との連携	
	(5) 関係機関との連携	
II	いじめの防止等のために瑞穂市が実施する施策	5
1	基本的な方針の策定	5
2	組織の設置	5
	(1) 「瑞穂市いじめ問題対策連絡協議会」	
	(2) 「瑞穂市いじめ調査委員会」	
	(3) 「いじめ未然防止・対策委員会（拡大委員会）」	
	(4) 「いじめ未然防止・対策委員会（校内委員会）」	
3	いじめの防止に向けた具体的な施策	6
	(1) 「いじめ未然防止教育推進事業」による指導方法の究明	
	(2) いじめの防止に関わる様々な関係機関、家庭や地域との連携強化	
	(3) 全教育活動を通じた道徳教育と人権教育の推進、体験活動の充実	
	(4) いじめの早期発見・早期対応	
	(5) 教職員の資質向上	
	(6) 学校評価と学校運営支援	
4	その他いじめの防止対策に関する事項	8
III	いじめの防止等のために学校が実施すべき施策	9
1	学校いじめ防止基本方針の策定	9
2	いじめの防止等の対策のための組織	10
3	学校におけるいじめの防止等に関する措置	11
	(1) いじめの未然防止	
	(2) 早期発見	
	(3) いじめへの対応	
	<u>(4) いじめの解消</u>	

(5) 資料の保管

IV いじめの防止等のために家庭が果たす役割	14
1 保護者の責務	14
2 未然防止と早期発見	14
3 早期解消に向けた取組	14
V いじめの防止等のために地域が果たす役割	15
1 未然防止に向けた取組	15
2 早期対応に向けた取組	15
VI 重大事態への対応	16
1 瑞穂市教育委員会または学校による調査	16
(1) 重大事態の意味について	
(2) 重大事態の報告	
(3) 重大事態の調査	
①調査主体について	
②調査を行うための組織について	
③調査を行うための留意事項について	
(4) 調査結果の提供及び報告	
①情報を提供する際の留意事項について	
②調査結果の報告	
2 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置	18
(1) 「瑞穂市いじめ調査委員会」による再調査	
(2) 再調査の結果を踏まえた措置等	

はじめに

すべての子どもは、かけがえのない存在であり、瑞穂市の宝です。

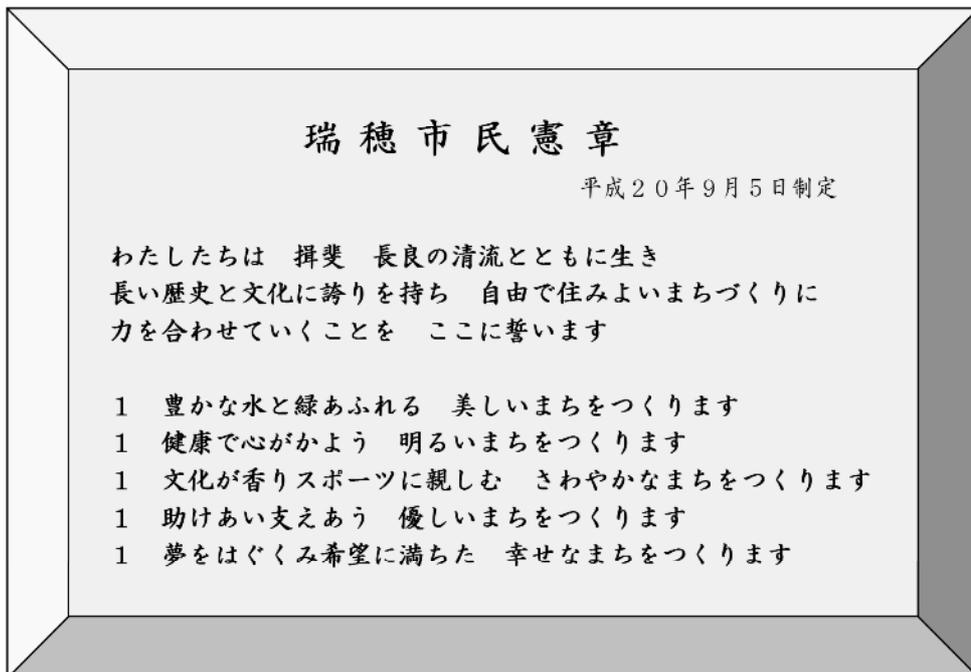
子どもが健やかに成長していくことは、いつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことです。

平成15年の合併以降、5万人を越える市民を有する市へと発展してきた瑞穂市は、平成20年「瑞穂市民憲章」を制定し、自由で住みよい町づくりに取り組んできました。学校教育では、心豊かに光り輝く「みずほ」の子どもを標榜し、質の高い教育に取り組んできました。

そうした中で、いじめの未然防止及びいじめの問題の克服は、安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた瑞穂市民全員の課題といえます。いじめは、命の尊厳等、人権にかかわる重要な問題です。どのような理由があろうとも、決して許される行為ではありません。また、子どもの世界は社会を映す鏡とも言われます。

子どもをいじめから守るためには、瑞穂市民全員が、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑劣な行為である」、「いじめは、どの子どもにも、どこでも起こりうる」といった意識をもち、それぞれの役割と責任を自覚しなければなりません。

ここに、瑞穂市いじめ防止基本方針（以下「市基本方針」という。）を策定し、関係者や関係機関が協力し、すべての子どもの健全育成と*いじめを見逃さない*瑞穂市の実現を目指すことを市基本方針の柱とします。



I いじめの防止対策の基本的な認識

1 基本理念

いじめは、すべての児童生徒に関係する問題であり、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。すべての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨としていじめの防止に尽力しなければならない。

市基本方針は、学校、地域や家庭が連携して、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第12条の規定に基づき、いじめを見逃さない瑞穂市の実現をめざすために、瑞穂市が策定するものである。

そのために、児童生徒に関わるすべての大人が、「いじめは人間として絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」という意識をもち、「いじめをしない！させない！許さない！児童生徒を育成する」という強い願いのもと、それぞれの役割と責任を自覚し、協力していじめの防止に当たらなければならない。「いじめは、どの児童生徒にも、どの学校でも、起こりうるものである」ことを認識した上で、学校においては、児童生徒が安心できる望ましい人間関係を築くとともに、自他の生命を尊重し、倫理観や規範意識を向上させることが必要である。

保護者においては、我が子がいじめを行うことのないよう、温かな認め励ましと厳しさのある家庭教育の充実により、規範意識や思いやりの心を育むことが大切である。また、地域においては、学校や保護者との連携の下、地域ぐるみで児童生徒を守り育てる体制をつくり、児童生徒を健全に育成することが重要である。

「いじめをしない！させない！許さない！児童生徒を育成する」ことは、自他の生命を尊重し規範意識や思いやりの心をもった児童生徒の育成につながることはもちろん、未来の瑞穂市を担う市民の育成へとつながるものである。

そこで、瑞穂市ではいじめを見逃さないために、地域や家庭その他の関係者が十分な連携を図ることができるよう社会総ぐるみの体制を整備するとともに、当該児童生徒やその所属する学校に対して効果的な支援を行えるような施策を実現し、積極的に関係機関に対して指導助言を行うことを通して、いじめの問題の未然防止や早期発見、早期対応を目指す。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものを言う。（法第2条）

個々の行為が「いじめ」にあたるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが重要である。いじめられていても、本人はそれを否定したり、大人に相談できなかつたりする場合は多々あることを理解するとともに、いじめられた児童生徒の主観のみで事実を確認するのではなく、周辺の状況等を客観的に確認する必要がある。加えて、いじめに当たると判断した場合も、いじめた児童生徒の事実関係を明らかにした上で、自分の行為

を振り返らせ、何がいけなかったかを気付かせながら、いじめた児童生徒の心に寄り添うことも必要である。

なお、いじめの認知は特定の教職員のみによることなく、学校に設置する「いじめ未然防止・対策委員会（拡大委員会、校内委員会）」（以下「対策委員会」という。市基本方針10ページ参照）を活用して行う。

＜一定の人的関係＞とは・・・

学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

＜物理的な影響を与える行為＞とは・・・

身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させたりすることを意味する。「行為」には「仲間外れ」や「無視」など、直接的に関わるものではないが、心理的な圧迫等で相手に苦痛を与えるものも含まれる。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

◆冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる

◆仲間はずれ、集団による無視をされる

◆軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする

◆ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする

◆金品をたかられる

◆金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする

◆嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする

◆パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものも含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

いじめられた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応によることも可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の学校内組織へ情報共有することは必要となる。

3 いじめの理解

いじめは、どの児童生徒にも、どの学校でも起こり得るものである。とりわけ、仲間はずれや無視、陰口等の暴力を伴わないいじめは、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。暴力を伴わないいじめであっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、暴力を伴ういじめとともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせる可能性がある。

また、いじめは加害・被害という二者関係だけでなく、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする者の存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体に「いじめをしない！させない！許さない！」という雰囲気生まれるようにすることが必要である。

4 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめの未然防止

より根本的ないじめの問題克服のためには、すべての児童生徒を対象とした「いじめの未然防止」が重要である。すべての児童生徒をいじめに向かわせることなく、望ましい人間関係が構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

このため、「瑞穂市小学校・中学校教育の方針と重点」にあるとおり、学校の教育活動全体を通じ、互いの人格を尊重し、互いに高め合える人間関係づくりを推進することで、いじめを見逃さない学校づくりに努める。その際、すべての児童生徒に「いじめは人間として決して許されない」ことへの理解を促し、社会性や規範意識、思いやりの心とともに自らいじめ等の問題を解決しようとする力を育むことが大切である。

自分の居場所や仲間との絆を実感できるよう一人一人に活躍の場をつくり、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重するなど、望ましい人間関係を育む能力の素地を養うことが必要である。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点も必要である。すべての児童生徒が安心でき、自己肯定感を感じ、自己有用感や充実感が感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。

(2) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、すべての大人が連携し、児童生徒の些細な変化に気付く力を高めることが必要である。このためには、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識する必要がある。また、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって早い段階からの確に関わりをもち、児童生徒の心に寄り添い、いじめを見逃さないという構えで指導にあたる必要がある。

(3) いじめの早期対応

いじめがあることが確認された場合、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し詳細を確認した上で、いじめたとされる児童生徒に対して事実を慎重に確認し適切に指導するなど、組織的な対応を行うことが必要である。また、瑞穂市いじめ問題対策連絡協議会への報告・相談や、事案に応じた関係機関との連携も必要である。

このため、教職員は普段からいじめを把握した場合の早期対応のあり方について、理解を深めておくとともに組織的な対応できるような体制整備が必要である。

(4) 地域や家庭との連携

社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と地域、家庭との連携が必要である。例えば「青少年健全育成市民会議」を通して地域とのつながりを深めたり、「瑞穂

市いじめ問題対策連絡協議会」の開催により、瑞穂市全体におけるいじめの未然防止について協議したりするなど、いじめの問題について地域ぐるみの取組を推進する必要がある。

また、インターネットやSNSなどを通じて行われるいじめは複雑化・多様化しており、保護者や警察など関係機関との連携が重要である。より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにし、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築することが必要である。

(5) 関係機関との連携

いじめの問題への対応においては、必要に応じて関係機関（北方警察署、中央子ども相談センター、医療機関、法務局等の人権擁護機関、市の関係部局等）との適切な連携が必要である。そのため、平素から学校や瑞穂市教育委員会と関係機関の情報交換や連絡会議など、協力体制を構築しておくことが必要である。

例えば、医療機関等との連携の下、教育相談を行ったり、北方警察署や法務局等の人権擁護機関による相談窓口を周知したり、児童生徒及び保護者への指導・啓発、マナーズ・スピリット・ジュニア（MSJ）及びマナーズ・スピリット・キッズ（MSK）による非行防止・規範意識啓発活動等、具体的な教育活動への参画について協力を得たりするなど、関係機関と連携して取り組むことも重要である。

Ⅱ いじめの防止等のために瑞穂市が実施する施策

1 基本的な方針の策定

瑞穂市の基本方針は、市内の実情に応じ、いじめの防止等の対策の基本的な方向を示すとともに、いじめの未然防止や早期発見、早期対応が体系的かつ計画的に行われるように、日常的な取組の検証や見直し、啓発活動や教育的な取組を具体的に定めている。

市基本方針が各学校の実情に即して適切に機能しているかを、「瑞穂市いじめ問題対策連絡協議会」において、「計画・実行・評価・改善」という指導改善サイクルの観点から点検し、必要に応じて見直しを行う。

また、いじめは市内すべての児童生徒のみならず、幼児にも関係する問題であり、いじめ防止等を総合的かつ効果的に推進するための市基本方針には幼稚園、保育所ならびに私立幼稚園もその対象として含むものとする。

2 組織の設置

(1)「瑞穂市いじめ問題対策連絡協議会」

瑞穂市は、法第14条第1項の趣旨を踏まえ、「瑞穂市いじめ問題対策連絡協議会」を設置し、市基本方針の策定や見直し、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、審議・調整する。

委員（10人以内、任期2年）

- ・ 弁護士・医師・識見を有する者・心理や福祉を専門とする者
- ・ 関係団体の代表者・その他市長及び教育委員会が適当と認める者

開催・定例：年2回（6月中旬、11月初旬）

事務局：福祉部福祉生活課、教育委員会学校教育課

(2)「瑞穂市いじめ調査委員会」

市長は、法第30条第2項に基づき、市内学校における重大事態の調査結果について、必要があると認められた時は再調査を行う附属機関として、「瑞穂市いじめ調査委員会」を設置する。

委員（8名以内任期：調査終了まで）

- ・ 弁護士・医師・識見を有する者・心理や福祉を専門とする者
- ・ その他市長が適当と認める者

※当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）について、職能団体や大学、学界からの推薦等により参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するように努める。

事務局：総務部総務課

(3)「いじめ未然防止・対策委員会（拡大委員会）」

瑞穂市は、法第22条に基づき、すべての市内の学校に「いじめ未然防止・対策委員会（拡大委員会）」を設置する。学校の基本方針を策定するとともに、学校（校区）におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に対する実効的かつ組織的な取組が継続的に推

進するよう審議する。

委員（任期1年）

・学校評議員（自治会長、主任児童委員、民生委員、PTA会長等）

・スクールカウンセラー・学校医・PTA役員等

開催・定例：年3回（5月上旬、10月中旬、2月下旬）

・臨時：校長が招集した時

（4）「いじめ未然防止・対策委員会（校内委員会）」

学校は、法第22条に基づき、学校にいじめの防止等に関する措置を実効的に行うために「いじめ未然防止・対策委員会（校内委員会）」を設置し、いじめの未然防止の具体策の検討と検証を行い、瑞穂市教育委員会学校教育課に報告する。また、いじめの事案発生時には即時会をもち、正確な情報収集のもと、迅速に事態の収拾・解決に当たる。

委員 ・校長・教頭・教務・生徒指導主事・学年主任・教育相談担当者

・保健主事等 学校の実情に応じて校長が組織する。

3 いじめの防止に向けた具体的な施策

（1）「いじめ未然防止教育推進事業」による指導方法の究明

・市内小中学校すべてを「いじめ未然防止教育実践推進校」に指定し、実践推進を支援するとともに、効果的な指導方法等を交流し検証する。

◆学級集団アンケート（小学3年～中学3年）の実施と効果的な支援

◆記名、無記名アンケートの実施と相談活動の充実

◆瑞穂市中学生ネットプロミスの周知と効果的な活用

◆家庭や地域と連携した人権教育等の充実

◆スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーを活用した相談体制の構築

（2）いじめの防止に関わる様々な関係機関、家庭や地域との連携強化

・「瑞穂市いじめ問題対策連絡協議会」「いじめ未然防止・対策委員会（拡大委員会）」「要保護児童対策協議会担当者会」等における協議や情報交流等を通じて、いじめ防止等の取組が関係者の密接な連携の下で行われるよう努める。 <福祉生活課、学校教育課>

・「岐阜県児童生徒健全育成サポート制度」「学校警察連絡協議会」など、教育委員会及び学校と警察との連携体制を整備する。 <北方警察署、総務課、学校教育課>

・「地区生徒指導連携強化委員会」や「小中学校生徒指導主事研修会」において、いじめ等の生徒指導上の課題について、小中学校やPTA、青少年育成団体、警察等の共通理解を図る。

<北方警察署、生涯学習課、学校教育課>

・各地域の公民館を拠点とした青少年育成団体の活動や子供会の活動等、地域ぐるみで子どもたちの絆を強め、多くの大人が地域で子どもを守り育てる活動でいじめ等の防止に努める。

<北方警察署、生涯学習課>

（3）全教育活動を通じた道徳教育と人権教育の推進、体験活動の充実

○ 豊かな心や望ましい人間関係を築く力、人権感覚の向上を図るため、全ての教育活動を通じ

た道徳教育と人権教育を推進し、体験活動を充実させる。

- ・児童生徒一人一人が居場所と絆を実感できる集団づくりなど、いじめ・不登校の未然防止に関する実践を交流し、その成果を市内に広く普及する。 <学校教育課>
- ・市内小中学校、幼稚園、保育所、放課後児童クラブを計画的に訪問し、学校等の教育全体を通じた人権に関わる取組について指導・助言を行うとともに、学校や地域の実情に応じた人権教育の実践研究を行い、その成果を市内に普及する。 <幼児支援課、学校教育課>
- 「いじめは、人間として許されない」という意識を徹底するため、人権尊重の意識の高揚を図る普及・啓発活動、研修等を充実する。
- ・いじめ、インターネット等による人権侵害等の今日的な課題を含めて、人権に関する理解を深めるための教職員研修の充実を図る。 <学校教育課>
- ・県人権教育協議会主催「ひびきあいの日」を市内全小中学校で実施し、いじめをはじめとする人権問題を児童生徒が主体的に考える機会を設定し、「いじめは、人として許されない」という意識を徹底する。 <学校教育課>
- インターネットの安全・安心利用に関する取組を推進する。
- ・情報モラルに関する児童生徒・保護者向けの啓発資料、教職員向けの指導資料を配布し、学校における積極的な活用を促す。 <学校教育課、市PTA連合会>

(4) いじめの早期発見・早期対応

- いじめなどの児童生徒の悩みに関する相談・支援体制の充実を図る。
- ・学校外の相談窓口（「子供SOS24」、少年サポートセンターの「ヤングテレホンコーナー」、岐阜県総合教育センター及び岐阜教育事務所の相談窓口、子ども・家庭電話相談室）について、児童生徒に周知徹底を図るとともに、電話や面接相談を通じて、問題の解決に努める。 <県教育委員会、警察、岐阜県中央子ども相談センター>
- ・適応指導教室アジサイスクールにおいて、いじめにより不登校となった児童生徒がいる場合はきめ細かな支援を行う。 <瑞穂市教育支援センター>
- ・子ども相談センター等、関係機関との連携を図るとともに、瑞穂市の相談・支援体制の整備をする。 <福祉部福祉生活課>
- スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の活用により、学校における教育相談の充実を図る。 <学校教育課>
- 個別のいじめの事案について、その態様や対応状況等を踏まえつつ、必要に応じて、各学校に対して、解決に向けた具体的な指導・助言を行う。
- ・生徒指導主事が中心となり、各学校におけるいじめ等の生徒指導上の諸問題について、情報収集に当たるとともに、必要に応じて、いじめの問題解決に向けた具体的な指導・助言や関係機関との連携に係る調整等を行う。 <学校教育課>
- いじめの事案の解決に向けて、必要とされる専門家を学校の要請に応じて依頼し、学校における対応を支援する。
- ・小中学校の要請に応じて、臨床心理士や医師、弁護士、暴力行為等防止支援員等、個別の事案に即して、必要とされる専門家を依頼し、児童生徒や保護者への対応や教職員に対する助言等を行う。 <学校教育課>

(5) 教職員の資質向上

- 生徒指導や教育相談に関する研修の充実により、教職員の資質能力の向上を図る。

- ・生徒指導主事、教育相談担当教員等を対象として、生徒指導や教育相談に関する専門的な研修の充実を図る。
- ・いじめを見逃さない資質を養うために「いじめ防止研修用リーフレット」等の教員向け資料、教育相談の心得や方法をまとめた資料を配布し、活用を促すことにより、各学校における研修やいじめ防止等の取組の充実を図る。すべての教職員の共通理解を図るため、年に複数回、いじめの問題に関する校内研修を実施するよう、取組を促す。 <学校教育課>
- ・重大事態を未然に防ぐための「教師が知っておきたい子どもの自殺予防（平成21年3月：文部科学省）」等の資料や重大事態が起こった際を想定した「子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き（平成22年3月：文部科学省）」、「子供の自殺が起きたときの背景調査指針（改訂版 平成26年7月：文部科学省等）」の資料を活用した研修の充実を図る。
<学校教育課>

（6）学校評価と学校運営支援

- いじめ防止等に資する学校評価を推進する。
 - ・学校評価でいじめの問題を取り扱う際には、学校評価の目的を踏まえ、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日常の児童生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の迅速かつ適切な情報共有や組織的な対応等が評価されることを教職員に周知徹底する。
 - ・学校いじめ防止基本方針に基づく取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり、早期発見・事案対処のマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）の実施状況を学校評価の評価項目に位置付けるよう、各学校に対して必要な指導・助言を行う。 <学校教育課>
- いじめ防止等の取組を適切に評価する教員評価を推進する。
 - ・教員評価でいじめの問題を取り扱う際には、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日常の児童生徒の理解、未然防止や早期発見、いじめ発生の際に問題を隠さず迅速かつ適切に対応することや組織的な取組等について評価するよう、教員評価への必要な指導・助言を行う。 <学校教育課>
- 教職員が一人一人の子どもと向き合い、いじめ防止等に適切に取り組んでいけるよう、学校運営の改善を支援する。
 - ・事務機能の強化など学校マネジメントを担う体制の整備を図るなど、学校運営の改善を支援する。
<学校教育課>

4 その他いじめの防止対策に関する事項

瑞穂市は、市基本方針の策定から3年経過を目途として法施行状況等を勘案して、市基本方針の見直しを検討し、必要があると認められたときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。

Ⅲ いじめの防止等のために学校が実施すべき施策

学校においては、いじめの防止等のため、「学校いじめ防止基本方針」に基づき、対策委員会を中核として、校長の強力なリーダーシップの下、一致協力した体制を確立し、瑞穂市教育委員会と連携の上、学校の実情に応じた対策を推進する。

1 学校いじめ防止基本方針の策定

学校では、いじめ防止等のための基本的な方針（国、岐阜県、市基本方針）を参考にして、自らの学校のでいじめ防止等の取組を行う基本的な方向、取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）として定める。具体的な内容としては以下のようなものが挙げられる。

- ①いじめの問題に対する基本的な考え方
- ②いじめの防止（未然防止のための取組等）
- ③いじめの早期発見（いじめの兆候を見逃さない・見過ごさないための手立て等）
- ④いじめに対する対処（発見したいじめに対する対処）
- ⑤いじめ防止等（未然防止、早期発見、対処）の対策のための組織
- ⑥いじめ防止のための年間計画
 - ・取組評価アンケート、組織による会議、校内研修会等の実施時期
 - ・未然防止の取組（全校、学年、学級の取組内容と時期）
 - ・個別面談や教育相談の時期回数
 - ・児童生徒や保護者、地域への情報発信と意識啓発、意見聴取時期・年間の取組について見直しを行う時期（PDCAサイクル）等
- ⑦いじめの防止等のための取組に係る学校評価の評価項目
- ⑧重大事態への対処
- ⑨資料の保管（定期的実施しているアンケート・個人面談の記録、いじめの通報・相談内容の記録等）

○ 「学校いじめ防止基本方針」策定の留意点

①いじめの防止の観点

- ・ いじめに向かわない態度・能力の育成等、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりのための学校の教育活動全体を通じた包括的な取組の方針や教育計画
- ・ 年間を通じたいじめへの対応に係る教職員の資質向上のための研修計画

②いじめの早期発見を徹底する観点

- ・ いじめに関するアンケート、いじめの通報、情報共有、適切な対処等のあり方についてのマニュアルを定め（「早期発見・事案対処マニュアル」の策定等）、チェックリストを作成・共有し、全教職員で実施するなどの具体的な取組

③より実効性の高い取組への改善

- ・ 学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかを学校内組織による点検
- ・ 計画・実行・評価・改善の指導改善サイクル
- ・ 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況の学校評価の項目への位置付け
- ・ いじめの防止等のための取組に係る達成目標の設定、学校評価における目標の達成状況の評価
- ・ 評価結果を踏まえた学校におけるいじめの防止のための取組の改善

④学校基本方針の周知

- ・ 各学校のホームページへの掲載その他の方法による、保護者や地域住民が学校基本方針の内容を容易に確認できるような措置
- ・ 学校基本方針を入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明

2 いじめの防止等の対策のための組織

学校は、学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的かつ組織的に対応を行うための、中核となる常設の組織「いじめ未然防止・対策委員会」（校内委員会・拡大委員会）を設置する。

また、可能な限り、心理の専門家であるスクールカウンセラーや福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者等外部専門家が参加しながら対応することにより、より実効的にいじめの問題の解決を図る。

学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成や実施に当たっては、保護者や児童生徒の代表、地域住民等の参加を図ることも考えられる。また、対策委員会は、学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。

「対策委員会」（校内委員会）の役割

- ・ いじめが起きにくい・いじめを見逃さない、許さない環境づくり
- ・ 学校基本方針に基づく取組の実践及び具体的な計画の作成・見直し
- ・ いじめの相談窓口、通報窓口
- ・ いじめ（その疑いも含め）及び問題行動等に関する情報収集と記録
- ・ いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援体制の構築等、対応方針の決定と決定事項の推進
- ・ いじめの事案等についての緊急会議等の実施、職員への周知、指示
- ・ 瑞穂市教育委員会、PTAへの報告、連絡、相談
- ・ いじめの防止等に係る校内研修の計画、実施
- ・ 学校基本方針の点検、見直し

いじめが起きにくい・いじめを見逃さない、許さない環境づくりを実効的に行うためには、対策委員会（校内委員会）は、児童生徒及び保護者に対して、自らの存在及び活動が容易に認識される取組を実施する必要がある。また、いじめの早期発見のためには、対策委員会（校内委員会）

はいじめを受けた児童生徒を徹底して守り通し、事案を迅速かつ適切に解決する相談・通報の窓口であると児童生徒から認識されるようにしていく必要がある。

対策委員会（校内委員会）は、いじめの防止等の中核となる組織として、いじめの疑いに関する情報が的確に共有でき、共有された情報を基に、組織的に対応する必要がある。教職員は、些細な兆候や懸念、児童生徒からの訴えを抱え込まずに、又は対応不要であると個人で判断せずに、直ちに全て対策委員会（校内委員会）に報告・相談することや、複数の教職員で個別に認知した情報の集約と共有化を図る。

学校として、学校基本方針や計画等において、いじめの情報共有の手順及び情報共有すべき内容（いつ、どこで、誰が、何を、どのように等）を明確に定めておく必要がある。

これらのいじめの情報共有は、個々の教職員の責任追及のために行うものではなく、気付きを共有して早期対応につなげることが目的であり、学校の管理職は、リーダーシップをとって情報共有を行いやすい環境の醸成に取り組む必要がある。

また、対策委員会（拡大委員会）は、学校基本方針の策定や見直し、各学校で定めたいじめの取組が計画通りに進んでいるかどうかのチェックや、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、学校のいじめの防止等の取組について計画・実行・評価・改善のサイクルが推進されているか検証する。

なお、法第28条第1項に規定する重大事態の調査のための組織について、学校がその調査を行う場合は、この組織を母体としつつ、当該事案の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法によって対応する。

3 学校におけるいじめの防止等に関する措置

学校及び瑞穂市教育委員会は、連携していじめの未然防止や早期発見、いじめが発生した際の対処等に当たる。（国の基本方針 別添2【学校における「いじめの防止」「早期発見」「いじめに対する措置」のポイント】参照）

（1）いじめの未然防止

学校は、児童生徒が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。

全ての児童生徒が、認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、学校の教育活動全体を通じ、児童生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を全ての児童生徒に提供し、児童生徒の自己有用感が高められるように努める。

児童生徒に対するアンケート・聴き取り調査によって初めていじめの事実が把握される例も多く、いじめの被害者を助けるためには児童生徒の協力が必要となる場合がある。このため、学校は児童生徒に対して、傍観者とならず、対策委員会（校内委員会）への報告をはじめとするいじめを見逃さない行動をとる重要性を理解させるよう努める。

さらに、教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

（2）早期発見

学校は、日頃からの児童生徒の見守りや信頼関係の構築に努め、児童生徒が示す変化や兆候を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、定期的なアンケート調査や教育相談の実施等によ

り、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

そのために、学校基本方針において、アンケート調査、個人面談の実施や、それらの結果の検証及び組織的な対処方法について定めておく必要がある。

さらに、アンケート調査や個人面談において、児童生徒が自らSOSを発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、当該児童生徒にとっては多大な勇気を要するものであることを教職員は理解しなければならない。これを踏まえ、学校は、児童生徒からの相談に対しては、必ず学校の教職員等が迅速に対応することを徹底する。

(3) いじめへの対処

学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに対策委員会（校内委員会）に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。すなわち、学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、対策委員会（校内委員会）に報告を行わないことは、法第23条第1項の規定に違反し得る。

また、各教職員は、学校の定めた方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しておく必要がある。

対策委員会（校内委員会）において情報共有を行った後は、速やかに事実関係を明らかにした上で、本人や保護者に対して明らかになった事実を説明し、本人や保護者の意向を踏まえつつ、組織的に今後の指導方針と見通しを決定するとともに、いじめを受けた児童生徒を徹底して守り通す。

また、いじめた児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。保護者に対しても事実を伝えるとともに、協力して指導する姿勢をもつよう理解を得るようにする。

いじめを受けた児童生徒、いじめた児童生徒の話を十分に聞き、事実関係が明らかになった段階で、いじめの根絶のために、保護者を交えた会をもつなど、児童生徒の今後に向けて一緒になって取り組んでいこうとする前向きな協力関係を築くよう努める。その際、児童生徒の成長の過程で、いつでもどこでも誰にでも起こりうること、加害者・被害者・観衆・傍観者の構造によって深刻化することについて、関係する児童生徒、保護者の理解が必要である。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

(4) いじめの解消

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、瑞穂市教育委員会又は対策委員会（校内委員会）の判断により、より長期の期間を設定するものとする。教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。この場合において、事案に応じ、外部専門家による面談等により確認するなど適切に対応する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。対策委員会（校内委員会）においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

(5) 資料の保管

アンケートの質問票の原本等の一次資料の保存期間は最低でも当該児童生徒が卒業するまでとし、アンケートや聴取の結果を記録した文書等の二次資料及び調査報告書は、指導要録との並びで保存期間を5年とする。

Ⅳ いじめの防止等のために家庭が果たす役割

子どもの成長にとって、家庭教育の役割は極めて重要である。保護者は子どもに対して、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた成長・発達を促すよう努める。そのためには、保護者が子供の教育に対する責任を自覚し、愛情をもって育てることが大切である。

瑞穂市では、以下の事項について様々な機会を通じて、保護者等への広報啓発活動を実施し、いじめの防止等について支援する。

1 保護者の責務

- ・子どもの話に耳を傾け、子どもの良さを認めるなどして、子どもの理解に努める。
- ・学校と日頃から連絡を取り合うとともに、授業参観や学級懇談、家庭教育学級等の機会を利用しながら、子どもの学校生活の把握に努める。
- ・市や学校、地域等が講じるいじめの防止等のための取組に協力する。
- ・情報モラルの理解に努め、子どもがインターネット利用の社会的ルールやマナーなどを身に付けられるよう努める。(平成27年「瑞穂市中学生ネットプロミス」)

2 未然防止と早期発見

- ・子どもの話に耳を傾け、「認める」「ほめる」「叱る」ことを通して、子どもにきまりを守るなどの「規範意識」を身に付けさせるように努める。
- ・授業参観、家庭教育学級等のPTA活動に積極的に参加しながら、子どもの変化や成長、子どもが抱える悩み等について交流する。
- ・子どもの些細な変化を見逃さず、困っている様子があれば子どもの話真剣に耳を傾け、いじめの未然防止や早期発見に努める。
- ・いじめの疑いがある場合は、事実関係を冷静に整理するとともに、学校や専門機関に相談する。
- ・子どものスマートフォンやゲーム機等の使用については、家庭での約束ごとを決め、インターネットを通じて行われるいじめの被害を受けていないか、又は誹謗中傷等の書き込みを行っていないかなどについて、定期的に確認する。

3 早期解消に向けた取組

- ・子どもがいじめを受けた場合、身体の安全を確保するとともに、学校と協力していじめの解消を図る。
- ・子どもがいじめをした場合、その行為をやめさせるとともに、速やかに学校へ相談する。
- ・子どもを通していじめの情報を把握した場合、我が子のいじめとの関わりを確認するとともに、速やかに学校へ連絡、相談する。

V いじめの防止等のために地域が果たす役割

いじめは、いつでもどこでも起こり得ることを踏まえ、いじめの防止等のためには地域と学校との連携が重要である。また、大人たちが積極的に児童生徒に関わるなど、家庭と地域が一体となって児童生徒に関わり、いじめを見逃さないという意識を高めることが大切である。

瑞穂市では以下の事項について、様々な機会を利用して広く市民への周知、啓発を図る。

1 未然防止に向けた取組

- ・地域は、学校と互いの情報を共有し、登下校の見守りやあいさつ運動、地域清掃、ラジオ体操等のさまざまな活動に協力することを通して、常に連携を図るよう努める。
- ・地域は、青少年育成推進者等を効果的に活用し、児童生徒の社会性や協調性、規範意識や人を思いやる心を育てるために、地域の行事（校区活動、自治会活動、子ども会等）や体験活動（瑞穂総合クラブ、スポーツ活動等）への参加を促すなど、さまざまな交流や体験を通して、児童生徒同士、又は児童生徒と地域住民との心の結び付きを深める環境づくりを推進する。
- ・地域は、いじめや非行に対する理解や認識を深め、児童生徒の規範意識の醸成及び社会環境の浄化に努める。また、地域・学校・家庭などの関係者が、児童生徒についての情報を交流する場（青少年育成市民会議三部会等）をもち、共通理解のもとに児童生徒のいじめや非行防止に努める。
- ・瑞穂市役所、瑞穂市図書館（本館・分館）、巢南公民館、瑞穂市民センターに「子どもいじめ相談ポスト」を設置し、地域からの情報提供について、学校と連携し、問題の解決に努める。

2 早期対応に向けた取組

- ・地域の住民、企業従事者、商店や商業施設等の経営者等は、地域においていじめ又はいじめと疑われる行為を認めた場合、当該児童生徒に声かけを行う等をして様子を見るとともに、校区の学校又は瑞穂市教育委員会へ連絡することに努める。
- ・民生委員、民生児童委員等は、地域においていじめの発見に積極的に取り組み、いじめ又はいじめと疑われる行為を認めた場合、瑞穂市教育委員会及び学校と協力して対応する。
- ・地域ボランティアやあいさつ運動、スクールサポーターによる地域安全運動など活動を通して、日ごろから子どもたちとあいさつを交わして顔見知りになる等、登下校時や遊んでいる子どもの見守りや声かけをする。子どもの様子がおかしい、いじめかもしれないと思ったら、瑞穂市教育委員会や学校に情報提供をする。

VI 重大事態への対応

1 瑞穂市教育委員会又は学校による調査

(1) 重大事態の意味について

法第28条第1項各号の「いじめにより」とは、以下の各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が該当児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。

<法28条第1項第1号>

「生命、心身又は財産に重大な被害」が生じた疑いがあると認めるときは、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。例えば、以下のようなケースが想定される。

- | | |
|------------------|-----------------|
| ○児童生徒が自殺を企図した場合 | ○身体に重大な傷害を負った場合 |
| ○金品等に重大な被害を被った場合 | ○精神性の疾患を発症した場合 |

<法28条第1校第2号>

いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときは、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安として判断する。ただし、児童生徒がいじめを受けたことにより一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校又は瑞穂市教育委員会の判断により、迅速に家庭訪問等で状況を把握するなど調査に着手することが必要である。

また、児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものと報告・調査等に当たる。児童生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、適切かつ真摯に対応する。

(2) 重大事態の報告

対策委員会（校内委員会）が、重大事態であると判断した場合は、校長は速やかに対策委員会（拡大委員会）を招集し、報告、相談するとともに、瑞穂市教育委員会に報告する。瑞穂市教育委員会は瑞穂市いじめ問題対策連絡協議及び市長へ報告する。報告の内容については、瑞穂市教育委員会、学校自身にとって不都合なことがあったとしても事実をしっかり向き合い、知り得た事実について正しく報告する。

(3) 重大事態の調査

「事実関係を明確にする」ための調査とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校及び職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。この際は、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査することが必要である。

① 調査主体について

調査は、本来、児童生徒や家庭の状況や心情等を最もよく理解し、いじめの解消に向けて効果的に対応することができる立場にあることを踏まえれば、学校が調査主体として、外部の専門家

の調査組織への参画等により公平性や中立性を担保しつつ、適切に調査を実施することが望ましいと考えられる。

しかし、重大事態になった経緯や事案の特性、いじめを受けた児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果が得られないと瑞穂市教育委員会が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、瑞穂市教育委員会において調査を実施する。

② 調査を行うための組織について

瑞穂市教育委員会又は学校は、その事案が重大事態であると判断したときは、対策委員会（拡大委員会）により、当該重大事態に係る調査を行う。

対策委員会（拡大委員会）の構成については、学校評議員、弁護士や精神科医、学識経験者、心理の専門家であるスクールカウンセラーや福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカー等の専門的知識及び経験を有する者を加え、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）となるよう公平性・中立性を確保する。なお、調査を行うための組織の構成員に、調査対象となるいじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者がいる場合には、その者を除いた構成員で調査に当たるなど、公平性・中立性の確保に努める。

③ 調査を行うための留意事項について

- ・因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- ・この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校と瑞穂市教育委員会が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものである。
- ・調査を実りあるものにするためには、瑞穂市教育委員会、学校自身が、たとえ不都合なことがあったとしても、事実に向き合う姿勢が重要である。
- ・瑞穂市教育委員会又は学校は、瑞穂市附属機関に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組まなければならない。
- ・児童生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し、再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。詳細は、「子供の自殺が起きた時の背景調査の指針（改訂版）（平成26年7月文部科学省・児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）」を参照する。

（４）調査結果の提供及び報告

① 情報を提供する際の留意事項について

学校のみならず、瑞穂市教育委員会においても、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか等）について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明する。

- ・これらの情報の提供に当たっては、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮しながら、適切に提供する。

- ・質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめを受けた児童生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要であることに留意する。
- ・市内の学校が調査を行う場合においては、瑞穂市教育委員会は、情報提供の内容・方法・時期等について必要な指導及び支援を行うなど、適切に対応する。

② 調査結果の報告

調査結果については、瑞穂市教育委員会が瑞穂市いじめ問題対策連絡協議会及び市長に報告する。上記①の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて瑞穂市いじめ問題対策連絡協議会及び市長へ調査結果と併せて報告する。

2 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

(1) 「瑞穂市いじめ調査委員会」による再調査

市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、調査の結果について調査（以下「再調査」という。）を行うことができる。

なお、重大事態となった経緯や事案の特性を考慮する場合や、いじめを受けた児童生徒又は保護者が望む場合には、法第28条第1項の調査に並行して市長等による調査を実施することもできる。この場合、調査対象となる児童生徒等への心理的な負担を考慮し、重複した調査とならないよう、法第28条第1項の調査主体と、並行して行われる調査主体とが密接に連携し、適切に役割分担を図ることが求められる。再調査についても、再調査の主体は、いじめを受けた児童生徒およびその保護者に対して、情報を適切に提供する責任があるものと認識し、適時・適切な方法で、調査の進捗状況及び調査結果等を説明する。

(2) 再調査の結果を踏まえた措置等

市長及び瑞穂市教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講じる。また、再調査を行ったとき、市長はその結果を議会に報告する。議会へ報告する内容については、個々の事案の内容に応じ、個人のプライバシーに対しては必要な配慮を確保する。

補足【用語解説】

1：スクールサポーター

学校内や登下校時における子どもの安全確保に関する取組を強化するとともに、児童生徒の非行の防止や健全育成を図るために警察署に配置されている方のこと。

2：MSJ（マナーズ・スピリット・ジュニア）

Mは、Manners（規範、礼儀作法）、Sは Spirit（意義、精神）の頭文字。高校生自らが自発的に取り組む非行防止・規範意識啓発活動②対し、MSJは、その中学生版。北方警察署館内の各中学校で活動を展開している。

3：MSK（マナーズ・スピリット・キッズ）

MSKは、上記2の小学生版。

4：スクールソーシャルワーカー

社会福祉の専門的な知識、技術を活用し、問題を抱えた児童生徒を取り巻く環境に働きかけ、家庭、学校、地域の関係機関をつなぎ、児童生徒の悩みや抱えている問題の解決に向けて支援する専門家のこと。

5：暴力行為等防止支援員

暴力行為等の未然防止と早期対応に向けて、問題を抱えた児童生徒及び学校を支援する専門家のこと。

6：瑞穂市中学生ネットプロミス

生徒がネットの正しい使い方や約束事を決め採択した、インターネットの利用指針のこと。

7：ケーススタディ

実際に起きた事例をもとに研究をすること

「瑞穂市いじめ防止基本方針」平成29年11月29日改定 主な改定事項

1 「いじめを見逃さない」を明記する

瑞穂市いじめ基本方針 P 1

○いじめと向き合い、いじめを見逃さない瑞穂市をめざすため【市事業】

「いじめは、どの児童生徒にも、どの学校でも、起こりうるものである」ことを認識した上で、学校においては、児童生徒が安心できる望ましい人間関係を築くとともに、いじめにつながる軽微な行為を見逃さない、子どもの悩み・SOSを見逃さない、いじめの訴えを見逃さない、いじめの事実を見逃さないことを大切にし、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるよう努め「いじめを見逃さない」瑞穂市をめざす。

2 「けんかは除く」を削除する

瑞穂市いじめ基本方針 P 2

○いじめの定義と解釈の明確化を図るため【国、県の方針準拠】

【改定前】

けんかは除くが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめを受けた児童生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要である。

【改定後】

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

3 未然防止のキーワードとして「自己有用感や充実感が感じられる」ことを明記する

瑞穂市いじめ基本方針 P 3

○未然防止のための重要なポイントを示すため【市事業】

このため、「瑞穂市小学校・中学校教育の方針と重点」にあるとおり、学校の教育活動全体を通じ、互いの人格を尊重し、互いに高め合える人間関係づくりを推進することで、いじめを見逃さない学校づくりに努める。その際、すべての児童生徒に「いじめは人間として決して許されない」こと¹の理解を促し、社会性や規範意識、思いやりの心とともに自らいじめ等の問題を解決しようとする力を育むことが大切である。

自分の居場所や仲間との絆を実感できるよう一人一人に活躍の場をつくり、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重するなど、望ましい人間関係を育む能力の素地を養うことが必要である。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点も必要である。すべての児童生徒が安心でき、自己肯定感を感じ、自己有用感や充実感が感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。

4 いじめの防止に向けた具体的な施策を明記する

瑞穂市いじめ基本方針 P 6

- 「いじめ未然防止教育推進事業」による指導方法を究明するため【市事業】
 - ・市内小中学校すべてを「いじめ未然防止教育実践推進校」に指定し、実践推進を支援するとともに、効果的な指導方法等を交流し検証する。
 - ◆学級集団アンケート（小学3年～中学3年）の実施と効果的な支援
 - ◆記名、無記名アンケートの実施と相談活動の充実
 - ◆瑞穂市中学生ネットプロミスの周知と効果的な活用
 - ◆家庭や地域と連携した人権教育等の充実
 - ◆スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーを活用した相談体制の構築

5 いじめ防止等に資する学校評価を推進する旨明記する

瑞穂市いじめ基本方針 P 8

- 学校いじめ防止基本方針の実効性を高めるため【国、県の方針準拠】
 - ・学校評価でいじめの問題を取り扱う際には、学校評価の目的を踏まえ、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日常の児童生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の迅速かつ適切な情報共有や組織的な対応等が評価されることを教職員に周知徹底する。【追記】

- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組状況を積極的に評価改善するため【国、県の方針準拠】
 - ・学校いじめ防止基本方針に基づく取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり、早期発見・事案対処のマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）の実施状況を学校評価の評価項目に位置付けるよう、各学校に対して必要な指導・助言を行う。【追記】

7 「学校は、学校いじめ防止基本方針を年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明する」旨明記する

瑞穂市いじめ防止基本方針 P 12

- 学校いじめ防止基本方針の内容の周知徹底を図るため【国、県の方針準拠】

<p>【改定前】</p> <p>学校が策定した学校基本方針は、各学校のホームページ等で公開する。</p>	<p>【改定後】</p> <p>学校が策定した学校いじめ防止基本方針については、各学校のホームページへの掲載その他の方法により、保護者や地域住民が学校いじめ防止基本方針の内容を容易に確認できるような措置を講ずるとともに、その内容を、必ず入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明する。</p>
---	---

8 「学校いじめ対策組織の構成員、外部専門家の参画」を明記する

瑞穂市いじめ防止基本方針 P10

○外部専門家の参画によりいじめへの適切な対応を図るため【国、県の方針準拠】

学校は、学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的かつ組織的に対応を行うための、中核となる常設の組織「いじめ未然防止・対策委員会」（校内委員会・拡大委員会）を設置する。

また、可能な限り、心理の専門家であるスクールカウンセラーや福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者等外部専門家が参加しながら対応することにより、より実効的にいじめの問題の解決を図る。

9 「学校の教職員は速やかに、学校いじめ対策組織にいじめに係る情報を報告し、組織的な対応につなげなければならない。」ことを明記する

瑞穂市いじめ防止基本方針 P12

○特定の教職員でいじめの問題を抱え込まず組織的に対応するため【国、県の方針準拠】

学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに対策委員会（校内委員会）に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。すなわち、学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、対策委員会（校内委員会）に報告を行わないことは、法第23条第1項の規定に違反し得る。また、各教職員は、学校の定めた方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しておく必要がある。【追記】

10 いじめの「解消」の定義を明記する

瑞穂市いじめ防止基本方針 P15

○被害者への支援を継続する必要があるため

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、瑞穂市教育委員会又は対策委員会（校内委員会）の判断により、より長期の期間を設定するものとする。教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。この場合において、事案に応じ、外部専門家による

面談等により確認するなど適切に対応する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。対策委員会（校内委員会）においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。【追記】

1 1 資料の保管について明記する

瑞穂市いじめ防止基本方針 P 1 3

○保護者から「いじめがあった」等の申立てがあった場合や重大事態の調査に必要なため

【国の指針（不登校重大事態に係る調査の指針）準拠】

アンケートの質問票の原本等の一次資料の保存期間は最低でも当該児童生徒が卒業するまでとし、アンケートや聴取の結果を記録した文書等の二次資料及び調査報告書は、指導要録との並びで保存期間を5年とする。【追記】

1 2 重大事態への対応の留意点を明記する

瑞穂市いじめ防止基本方針 P 1 7

○児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たることを徹底させるため【国の方針準拠】

【改定前】	【改定後】
<p>児童生徒や保護者からいじめの訴えがあったときは、その意向を踏まえつつ、事実確認等を丁寧に行い、必要に応じて各学校のいじめ対策組織において検討や設置者への相談等も行い、報告・調査等に当たる。</p>	<p>児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。児童生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。</p>

議案第 1 号

瑞穂市学校生活支援員設置要綱の一部を改正する告示について

瑞穂市学校生活支援員設置要綱の一部を改正する告示案を別紙のとおり提出する。

平成 3 0 年 1 月 2 4 日 提出

瑞穂市教育委員会教育長 加 納 博 明

提案理由

学校生活支援員に関する雇用形態を見直すことにより、勤務条件等を整備する必要があるため要綱を改正するもの。

瑞穂市学校生活支援員設置要綱の一部を改正する告示

瑞穂市学校生活支援員設置要綱（平成19年瑞穂市教育委員会告示第4号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

瑞穂市学校等生活支援員設置要綱

第1条中「瑞穂市立」の次に「幼稚園、」を加え、「「学校」」を「「学校等」」に改め、「ある」の次に「幼児、」を加え、「学校生活」を「学校等生活」に、「瑞穂市学校生活支援員」を「瑞穂市学校等生活支援員」に改める。

第2条中「瑞穂市立」の次に「幼稚園長、」を加え、「「校長」」を「「校長等」」に、「学校の教職員」を「学校等の職員」に改める。

第3条を次のように改める。

（生活支援員の雇用等）

第3条 生活支援員の雇用、労働条件等については、瑞穂市補助職員の雇用、労働条件等に関する要綱（平成29年瑞穂市告示第195号）に定める。

第4条及び第5条を削る。

第6条第1項中「150日」を「175日」に改め、同条第2項中「又は7時間」を削り、同条を第4条とする。

第7条を第5条とする。

第8条中様式5号を「様式」に、「校長」を「校長等」に改め、同条を第6条とし、第9条を第7条とする。

第10条第2項中「校長」を「校長等」に改め、同条を第8条とし、第11条を第9条とする。

様式第2号から様式第5号までを削り、様式第1号を次のように改める。

様式(第6条関係)

年度 瑞穂市学校生活支援員活動実績簿 (月分)

学 校 名			氏 名			校長	取扱者	係
						印	印	印
日付	活動時間帯	時間	日付	活動時間帯	時間			
1	~		17	~				
2	~		18	~				
3	~		19	~				
4	~		20	~				
5	~		21	~				
6	~		22	~				
7	~		23	~				
8	~		24	~				
9	~		25	~				
10	~		26	~				
11	~		27	~				
12	~		28	~				
13	~		29	~				
14	~		30	~				
15	~		31	~				
16	~		累計時間			0 時間		
賃金 (A)		円 ×		0 時間		=		0 円
先月残額 (B)		円						
予算残額 (B-A)		0 円						

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

瑞穂市学校生活支援員設置要綱（平成19年瑞穂市教育委員会告示第4号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>（題名） 瑞穂市学校等生活支援員設置要綱</p> <p>（設置）</p> <p>第1条 瑞穂市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、瑞穂市立<u>幼稚園、小中学校</u>（以下「学校等」という。）に学習障害、注意欠陥・多動性障害、高機能自閉症及び軽度発達障害等のある<u>幼児、児童生徒の学校等</u>生活への適応等を支援する活動（以下「支援活動」という。）を行う瑞穂市学校等生活支援員（以下「生活支援員」という。）を置く。</p> <p>（対象者）</p> <p>第2条 前条に規定する支援活動に参加しようとする者は、心身共に健康で、瑞穂市立<u>幼稚園長、小中学校長</u>（以下「校長等」という。）の指導のもと学校等の教職員と協調して活動ができるものとする。ただし、教員免許の有無は問わないものとする。</p> <p>（生活支援員の雇用等）</p> <p>第3条 <u>生活支援員の雇用、労働条件等については、瑞穂市補助職員の雇用、労働条件等に関する要綱（平成21年瑞穂市告示第29号）に定める。</u></p>	<p>（題名） 瑞穂市学校__生活支援員設置要綱</p> <p>（設置）</p> <p>第1条 瑞穂市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、瑞穂市立_____小中学校（以下「学校__」という。）に学習障害、注意欠陥・多動性障害、高機能自閉症及び軽度発達障害等のある_____児童生徒の学校__生活への適応等を支援する活動（以下「支援活動」という。）を行う瑞穂市学校__生活支援員（以下「生活支援員」という。）を置く。</p> <p>（対象者）</p> <p>第2条 前条に規定する支援活動に参加しようとする者は、心身共に健康で、瑞穂市立_____小中学校長（以下「校長__」という。）の指導のもと学校__の教職員と協調して活動ができるものとする。ただし、教員免許の有無は問わないものとする。</p> <p>（生活支援員の登録等）</p> <p>第3条 <u>生活支援員として登録の申込みをしようとする者は、瑞穂市学校生活支援員登録申込書（様式第1号）により教育委員会に登録するものとする。</u></p> <p>2 <u>教育委員会は、前項により登録があった者の瑞穂市学校生活支援員</u></p>

(支援の設置期間等)

第4条 生活支援員の設置期間は、1年度175日以内を基本とする。生活支援員の配置及び人数は、設置する学校ごとに教育委員会が別に定める。

2 生活支援員の1日の勤務時間は、6時間_____とし、教育委員会が別に定める。

登録者名簿（様式第2号）を作成し、保管する。

（登録の抹消等）

第4条 教育委員会は、生活支援員が次のいずれかに該当するときは、その登録を抹消し支援活動を中止することができる。

- (1) 生活支援員から登録抹消の申出があったとき。
- (2) 生活支援の必要がなくなったとき。
- (3) その他登録を抹消すべき理由が生じたとき。

（生活支援の設置要請等）

第5条 校長は、生活支援員の支援の必要があるときは、瑞穂市学校生活支援員設置要請申出書（様式第3号）を教育委員会に提出するものとする。

- 2 教育委員会は、前項の申出があった場合は審査し、必要と認める学校に予算の範囲内で生活支援員を設置する。
- 3 校長は、生活支援員の設置の決定を受けたときは、瑞穂市学校生活支援員活用の具体的計画書（様式第4号）を教育委員会に提出しなければならない。

(支援の設置期間等)

第6条 生活支援員の設置期間は、1年度150日以内を基本とする。生活支援員の配置及び人数は、設置する学校ごとに教育委員会が別に定める。

2 生活支援員の1日の勤務時間は、6時間又は7時間とし、教育委員会が別に定める。

(賃金)

第5条 生活支援員に対する賃金は、瑞穂市補助職員の雇用、労働条件等に関する要綱第9条第1項(平成29年瑞穂市告示第195号)に定める。

(活動実績簿等)

第6条 生活支援員は、支援活動の月ごとに瑞穂市学校生活支援活動実績簿(様式____)を校長等に提出するものとする。

(守秘義務)

第7条 略

(支援活動中の事故等)

第8条 略

2 支援活動中に事故等が生じたときは、速やかに校長等に連絡するものとする。

(その他)

第9条 略

様式第1号 削除

様式第2号 削除

様式第3号 削除

(賃金)

第7条 生活支援員に対する賃金は、瑞穂市補助職員の雇用、労働条件等に関する要綱第9条第1項(平成21年瑞穂市告示第29号)に定める。

(活動実績簿等)

第8条 生活支援員は、支援活動の月ごとに瑞穂市学校生活支援活動実績簿(様式第5号)を校長__に提出するものとする。

(守秘義務)

第9条 略

(支援活動中の事故等)

第10条 略

2 支援活動中に事故等が生じたときは、速やかに校長__に連絡するものとする。

(その他)

第11条 略

様式第1号(第3条関係)

略

様式第2号(第3条関係)

略

様式第3号(第5条関係)

略

様式第4号 削除

様式第1号 (第6条関係)

略

様式第4号 (第5条関係)

略

様式第5号 (第8条関係)

略